

# 新規申請対象予定の方への案内です。

この御案内は、就学援助費を受給されていない世帯（令和8年3月1日時点）に送付しています。就学援助を希望される場合は、次の、「1 申請方法」により申請をお願いします。

## 1 申請方法 <<4/1 から受付開始>>

- オンライン手続かわさき（e-KAWASAKI）から申請できます。【利用者登録の上、ご利用ください】  
※詳細は川崎市 HP(<https://lgpos.task-asp.net/cu/141305/ea/residents/portal/home>)を参照。
- オンライン申請が難しい場合は、紙の申請書を教育委員会にご提出ください（郵送又は持参）。

【送付先】川崎市教育委員会事務局総務部学事課（郵便番号 210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地）

- 年度当初(4月1日)で認定となるには、**令和8年6月1日まで**（郵送の場合は消印有効）の申請が必要です。
- 申請は、オンライン申請、紙の申請書（郵送又は持参）いずれの場合も、学校を経由せず、直接、教育委員会に提出いただきます。（学校には提出しないようお願いします。）
- ※認定月によって支給費目が変わります。就学援助を御希望の方は、必ずお早目に申請書を御提出ください。
- ※紙申請書を提出される場合は、封筒（差出人住所・氏名を明記）及び郵送料（切手）は御自身で御用意ください。
- （家族構成や家計の変化などで）年度途中での申請も可能です。

## 2 注意点等

- 申請に当たっては、必ず同意事項（申請書に記載）に同意いただく必要がございます。
- 申請内容の確認のため、川崎市教育委員会から御連絡することがあります。「申請者連絡先電話番号」については、日中必ず連絡のつく番号を記入してください。
- 次についてあらかじめご了承ください。
  - ① 教育委員会での審査の結果通知は原則7月末までに郵送します。（審査にお時間がかかる場合は9月下旬に郵送）
  - ② 審査は所得状況を市税の課税額確定（6月中旬ごろ）後に確認するため、一旦給食費をお支払いいただく場合があります。（「学校給食費」の支払に関すること、就学援助の認定後の支払済額還付等については、健康給食推進室にお問合せください。）
  - ③ 審査の結果が「認定保留/不認定」の場合でも、再申請できる場合がございます。  
※詳細は7月末または9月下旬の結果通知送付時に、御案内します。
  - ④ 令和8年3月中に「令和7年度就学援助費」が廃止になった御家庭で、令和8年度の就学援助費を希望される方は、改めて申請書の提出が必要です。その場合は、市教育委員会事務局総務部学事課（044-200-3736）までお問合せください。

ご不明な点などがありましたら、学事課までお問い合わせください。

※メールでの問合せの場合、回答までに時間を要しますので、なるべくお電話にてお願いします。

【問合せ先】川崎市教育委員会事務局 学事課 TEL 044-200-3736 土日祝除く 8:30~17:15